

令和4年第7回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和4年7月27日(水) 鶴ヶ島市農業交流センター 研修室				
開会時刻	午前 9時55分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之		
閉会時刻	午前10時41分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之		
議長	会長 町田 弘之				
委員の出席状況					
農業委員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏名	出欠席	氏名	出欠席	
1	滝島 光雄	出席	高沢 健二	出席	
2	岡野 とし子	出席	小川 清志	出席	
3	比留間 正道	欠席	福島 義博	出席	
4	内野 正子	出席	新井 一三	出席	
5	町田 弘之	出席	岸田 清正	出席	
6	須藤 良春	出席			
7	川鍋 昭人	出席			
8	小川 佐智恵	出席			
9	長谷川 正博	出席			
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況		
			氏名	出欠席	
			玉木 亨	出席	
			高橋 浩	出席	
			戸田 勝利	出席	
			岩波 圭介	出席	
議事の日程					
日程第1	議事録署名委員の指名について				
日程第2	議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申について				
日程第3	報告第7号 報告事項について				
日程第4	その他				
議事(担当)		内 容			
開会	議長	<p>農業委員9名中8名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和4年第7回農業委員会総会を開会します。</p>			
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号4番 内野 正子 委員</p> <p>議席番号6番 須藤 良春 委員</p> <p style="text-align: right;">を指名します。</p>			
日程第2	議長	<p>議案第16号</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申についてを議題といたします。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>			

事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、東武越生線西大家駅の南約500メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地については、当初から指定されていません。</p> <p>譲受人は、町屋地内で譲渡人である母親と暮らしています。今月予定している結婚を機に新居の建設を計画し、いくつかの候補地を検討しましたが、譲受人は自営業のため、営業用の車両や資材・機材の置き場が必要であり、条件に合うものが見つかりませんでした。</p> <p>そこで、同居している母親に相談したところ、許可が得られるのであれば、本申請地を贈与しても良いということになりました。</p> <p>本申請地であれば、営業用の車両や資材・機材の置き場も確保でき、また、譲渡人である母親の家にも近いため、母親に万一のことがあっても駆けつけることができると考えているとのことでした。</p>
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	<p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p> <p>申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>申請の理由は、事務局の説明のとおりです。なお、譲受人は、塗装業を営んでいるとのことでした。</p>
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	<p>譲渡人に確認した内容を報告します。</p> <p>申請内容に間違いがないことを確認しました。</p>
議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
委員	トラックが出入りするとのことですが、接道の幅はどのくらいありますか。
事務局	提出された資料によりますと、幅は4.5メートルとなっています。
議長	<p>ほかに質問、意見等がありますか。</p> <p>特に無いようですので、以上で質疑を終了し採決を行います。</p> <p>本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
議長	<p>起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。</p> <p>次に2番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、大橋市民センターの北東約35メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地については、</p>

当初から指定されていません。

譲受人は、現在、夫婦と1歳になった娘の3人で、市内の賃貸住宅に住んでいます。

子供が生まれたことで、現在住んでいる賃貸住宅では手狭になったこと、また、子供の入園や入学を見据えると、地域に早く慣れておくことが防犯にもつながると考え、自己用住宅の取得についての検討を始めました。

住み慣れた鶴ヶ島市内を候補地として探しましたが、面積が狭かったり広すぎて持て余してしまうなど、条件に見合う土地が見つからない中、本申請地と巡り合うことができたとのことです。

本申請地であれば通勤にも問題はなく、川越市大字砂新田にある実家へも現在の賃貸住宅より近くなります。また、子育ての時期には両親の手助けを受けることができ、両親が高齢となった場合には両親の生活の手助けもしやすいと考えているとのことです。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 譲受人に、確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
申請の理由は事務局の説明のとおりで、申請地についてはハウスメーカーの紹介とのことです。

議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 譲渡人2人に確認した内容を報告します。
両名とも、本申請内容に間違いがないことを確認しました。

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

議長 特段無いようですので質疑を終了し、採決を行います。
本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。

次に3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書をもとに、説明します。
申請地は、藤中学校の西約140メートルに位置する第3種農地で、農業振興地域の農用地については、当初から指定されていません。

譲受人は、平成25年に結婚した夫とともに、入間市内の賃貸住宅で生活しています。

以前、市内の下新田で暮らしていたこともあり、家を持つなら鶴ヶ島市でとの思いがあり物件を探したところ、本申請地と出会うことができたとのことです。

本申請地であれば、来客用も含め3台分の駐車スペースが確保できるとともに、仕事柄使用する機会が多い高速道

路のインターチェンジに近いこと、また、駅や商業施設も近くにあるなど、居住環境が充実していることから、本申請地に自己用住宅の建築を行おうとするものです。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 譲受人に、確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
譲受人夫妻の勤務先は、2人とも入間市とのことです。

議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 譲渡人に確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
市内の保有農地はここだけで、農業は行っていないとのことです。

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

議長 特段無いようですので質疑を終了し、採決を行います。
本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。

次に4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書をもとに、説明します。
申請地は、かみひろや幼稚園の東約160メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地につきましては、令和4年4月28日に除外されています。

譲受人は、妻と2歳の長男とともに、ふじみ野市内の賃貸住宅で暮らしています。

子供が生まれたことで家財道具も増え、現在の賃貸住宅の間取りでは手狭になってきたこと、また、上広谷に住んでいる両親の様子が容易に伺えるよう、実家の近くで自己用住宅用地を探しましたが、条件に合う物件が見つかりませんでした。

そこで、父親に相談したところ、許可が出るのであれば本申請地を使っても良いとのことになりました。

本申請地であれば、子供の面倒を両親にみてもらうことができるとともに、将来両親が高齢となり生活の手助けが必要となった場合にも、容易に行き来できる最適な土地と考えているとのことです。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 譲受人に、確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
申請理由は事務局の説明のとおりで、家族で助け合って生活していきたいとのことです。

議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	譲渡人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 残りの農地については、家庭菜園として利用するとのことです。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
議長	特段無いようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。
	(起立全員)
議長	起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。 次に5番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書をもとに、説明します。 申請地は、第二小学校の南西約500メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地につきましては、当初から指定されていません。 譲受人は、妻、4歳の長女、1歳の長男とともに川越市内の賃貸住宅で暮らしています。 子供が生まれる前から住まいが狭いことを感じていましたが、子供2人が成長することで益々狭さを感じるようになりました。 そこで、自己用住宅の取得を考え用地を探していたところ、本申請地と巡り合うことができたとのことです。 申請地周辺には緑や民家が多いこと、また教育施設、医療機関や店舗なども近くにあり、子供を育てるには恵まれた環境にあるなど、本申請地であれば日々の生活を安心して送ることができると考えているとのことです。
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。 申請地の近くには妻の友人が多く住んでおり、安心感があるとのことです。
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	譲渡人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 譲渡人は、本申請地周辺に所有している土地すべてについても、売却を予定しているとのことです。

議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
議長	特段無いようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。 (起立全員)
議長	起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。 次に6番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書をもとに、説明します。 申請地は、第二小学校の南西約500メートル、ただ今ご審議いただきました5番の申請地の北約30メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地につきましては、当初から指定されていません。 譲受人は、妻と6月に生まれた子供とともに、東松山市内の賃貸住宅で暮らしています。 子供が生まれたことで、現在の賃貸住宅では手狭になり、家族の将来を考え自己用住宅の取得の検討を始めました。 譲受人の勤務先は、坂戸・鶴ヶ島消防組合で、非常時には自転車などで勤務先に駆けつける必要があります。 また、妻の勤務先は、毛呂山町にある療育センターで、お互いの勤務に都合の良い場所を探しましたがなかなか条件に合う物件が見つからない中、本申請地と巡り合うことができたとのことでした。 本申請地であれば夫婦ともに通勤に支障がなく、保育所や小学校も近いことから、子育てや日常生活を送る上で最適な土地であると考えているとのことでした。
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	譲渡人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 その他につきましては、先ほどの5番と同じ内容になります。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
委員	譲渡人は、市内にどのくらいの土地を所有していますか。

事務局 申請地周辺の所有状況は分かりますが、所有する土地全ての情報につきましては、手元に資料がありませんので不明です。

委員 今ここで詳しい数字は必要ありませんが、譲渡人の今後の土地利用計画については、何か把握していますか。

事務局 宅地、農地など、市内に所有する土地のうち、活用していない土地については、全て処分する予定と伺っています。

議長 ほかに質問、意見等がございますか。

委員 申請地への進入路となる雑種地は、どうなっていますか。個人の所有ではないのでしょうか。

事務局 以前、砂利敷の駐車場として利用されていましたが、今は特段の利用はされていません。

委員 今の状態であれば、進入路として使用できるかもしれませんが、状況が変わり、この雑種地が使えなくなった場合には、進入路がなくなってしまうのではないのでしょうか。

議長 雑種地を黄色い線で囲っていますが、その意味も含めて説明してください。

事務局 譲受人は、赤で囲っている申請地と黄色で囲っている雑種地を取得し、そのうちの雑種地部分を進入路として利用する計画となっています。このため、進入路がなくなってしまうことはありません。

議長 ほかに質問、意見等がございますか。
無いようですので質疑を終了し、採決を行います。
本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。

次に7番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書をもとに、説明します。
申請地は、富士見市民センターの南東約280メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地につきましては、当初から指定されていません。
譲受人は、平成14年に大阪府で運送会社を起業し、その後業績を伸ばし、平成21年に現在の会社を設立しました。
平成28年には関東圏での事業拡大に伴い、茨城県つくば市につくば営業所を開設していますが、その後も関東圏の運送需要は伸び続けているとのこと。関東圏での需要は、特に埼玉県を中心に拡大していることから、大型トラック5台分の駐車スペースを、藤金地内にある運送会社の敷地を借用して確保するとともに、つくば営業所や協力

		<p>会社から毎日25台の大型トラックを埼玉方面へ移動させて対応しています。</p> <p>しかし、つくば市から毎日25台ものトラックを埼玉方面へ移動させるということは、非効率であり、時間的なロス、燃料のロス、労働時間の増など様々な問題が生じています。</p> <p>このため、埼玉県内で駐車場を確保することとし、いくつかの物件をあたりましたが、駐車場としてのスペースは十分だが入り口が狭く大型車両の通行には適していなかったり、前面道路の幅員が大型車両には適していなかったり、必要とする駐車台数を確保することができない土地であったり、なかなか条件に見合う土地が見つからない状態が続く中、今回申請地と出会うことができたとのことです。</p> <p>本申請地であれば、幅員約9.5mの首都圏中央連絡道の側道に面していること、希望する大型トラック25台分、ドライバー用駐車場17台分の面積が確保できること、隣接する住宅がなく近隣に迷惑をかける恐れが少ないことなど、事業を進めるうえで最適の土地と考えているとのことです。</p> <p>議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p> <p>農業委員 譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。 排水については、全面砂利敷きとし自然浸透により対応するとのことで、何か問題が生じた場合には、全て会社が対応するとのことです。</p> <p>議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p> <p>推進委員 譲渡人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請地は、近隣住民から雑草等に関する苦情も多く、管理には大変な思いをされてきたとのことです。 なお、譲渡人は、川越市内で水稻を約6反作付けしているとのことです。</p> <p>議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>議長 特段無いようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p> <p>議長 起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。</p>
<p>日程第3</p>	<p>議長</p>	<p>報告第7号 報告事項についてを議題といたします。 事務局より、説明（報告）をお願いします。</p>

	事務局	<p>議案書をもとに、説明（報告）します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和4年第6回総会における審議案件 4 件 ・農地法第4条の転用届出専決処分 なし ・農地法第5条の転用届出専決処分 2 件 ・農地法施行規則第29条第1号に基づく届出 なし ・農地改良等に係る届出 なし ・諸証明の発行 なし
	議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
	議長	<p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
	議長	<p>起立全員のため、「承認」することに決定しました。</p>
日程第4	議長	<p>その他について、説明事項等がありますか。</p>
	事務局	<p>特にありません。</p>
議事録の署名	議長	<p>それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。</p>
	事務局	<p>本日の総会議事録を読み上げ報告を行い、議事録の署名を求めます。 議長及び議事録署名委員（2名）の3名が署名する。</p>
閉会	議長	<p>以上をもって、令和4年第7回農業委員会総会を閉会します。</p>